

医薬品・医療機器・再生医療等製品の副作用・感染症・不具合報告のお願い

医薬品・医療機器・再生医療等製品の安全性を確保するためには、市販後に、副作用・感染症・不具合を生じた症例の情報を収集し、評価し、医療の現場に情報提供していくことが重要です。

このため、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」においては、医師、歯科医師、薬剤師その他の医薬関係者の皆様に、医薬品・医療機器・再生医療等製品の使用によると疑われる副作用・感染症・不具合の情報を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）にご報告いただくことを求めています。

なお、法改正に伴い、平成26年11月25日より、報告窓口はPMDAに変わりました。

○ご報告いただきたい事例

医薬品・医療機器・再生医療等製品の使用によると疑われる重篤な副作用・感染症・不具合等の情報をご報告ください。医薬品・医療機器・再生医療等製品との因果関係が必ずしも明確でない事例もご報告ください。

また、医薬部外品・化粧品についても重篤な副作用等の情報をご報告ください。

いただいた情報は、専門的観点から分析、評価され、医薬品・医療機器・再生医療等製品の市販後安全対策に活かされます。

○ご報告いただいた情報の取扱い

いただいた情報はPMDAのデータベースに集積されます。

また、PMDAを通じて当該医薬品・医療機器・再生医療等製品の製造販売業者等へ情報提供いたします。必要に応じて、PMDA又は製造販売業者による詳細調査が実施される場合があります。

さらに、いただいた情報は、安全対策の一環として、広く公表することがありますが、その場合には、報告者の氏名、施設名及び患者のプライバシー等に関する部分は公表いたしません。

医薬関係者の皆様におかれましては、この制度の趣旨をご理解いただき、日常、医療の現場で重篤な副作用・感染症・不具合等の発生を知った時には、電子メール、郵送又はファクスによりご報告くださいますようお願いいたします。報告用紙は、PMDAホームページの以下のページより入手できます。

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/pmd-act/0002.html>

令和2年9月

医薬関係者 各位

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長